

指針

基本理念 納税者の権利と利益の擁護

京阪総合会計事務所通信
 税理士 正田 英司
 税理士 中富 強
 税理士 松谷 正俊



12月の税務・労務

10月決算法人の確定申告	12月中の決算応答日
4月決算法人の中間申告	決算応答日
1、4、7月決算法人の消費税中間申告(年税額400万円超)	月末の場合は1月4日(水)
源泉所得税 11月分納期限	12月12日(月)
社会保険料・子ども子育て拠出金(11月分)納付期限	1月4日(水)
固定資産税第4期分納期限	12月27日
(自治体によって異なります)	

12月の行事・業務案内



- 1(木) 省エネルギー総点検の日
- 7(水) 大雪
- 10(土) 世界人権デー
- 15(木) 年賀特別郵便取扱開始
- 21(水) 冬至
- 23(金) 天皇誕生日
- 25(日) クリスマス
- 28(水) 官庁御用納め・事務所仕事納め
- 31(土) 大晦日

何の日?

省エネルギー総点検の日 資源エネルギー庁が実施。1980年総合エネルギー対策推進閣僚会議で決定／大雪 (たいせつ) 二十四節気の21／世界人権デー 世界人権宣言が1948年第3回国際連合総会で採択。これを記念し、1950年国際連合総会で12月10日を記念日とした／冬至 二十四節気の22／天皇誕生日 国民の祝日。天皇の誕生日を祝う日／クリスマスイエス・キリストの降誕を祝う祭／官庁御用納め 行政機関の休日に関する法律で、原則として12月29日から1月3日まで執務を行わないため、28日を御用納めとしている／大晦日 1年の最後の日

年内は28日を仕事納めとさせていただきます。仕事始めは1月5日(木)からさせていただきます。

自公税調・29年度税制改正大綱に着手

配偶者控除、研究開発税制の見直しなど

103万円の壁とは65万円の給与所得控除と38万円の基礎控除の合計額で、これを超過すると配偶者控除の適用がなくなるので「壁」とされています。一方、配偶者控除がなくなつても配偶者特別控除を利用して段階的に減額されます。改正案では配偶者特別控除の段階的に減額する範囲を拡大する方向で検討されているようです。

研究開発税制の範囲拡大

中小企業が支払った研究開発費は、投資額の12%(大企業は8~10%)の税額控除があります。現行は①製品の製造、②技術の改良、考案もしくは発明にかかる試験研究費が該当していますが、これにサービス開発を含む改正案が出ています。例示として、熟練従業員のノウハウを画像や音声などでAIを利用して解析し、非熟練従業員の判断支援をするシステムの

研究開発減税はこう変わる

	現状	17年度から
対象	製品の製造や技術改良、発明にかかる研究開発費	ITなどを活用したサービス開発も対象に
控除の方法	<ul style="list-style-type: none"> ■費用の8~10%を法人税額から差し引く ■増加額の最大30%を差し引く ■売上高の10%を超える研究開発費の一部を差し引く ■大学などとの共同研究費の最大30%を差し引く 	<ul style="list-style-type: none"> 增加割合に応じて減税率に差をつける 廃止 延長 使いやすく申請方法を改善

開発などが示されています。具体的には料理の提供時間の短縮、農産物の収穫時期判断が例示されています。

〒573-1192 大阪府枚方市西禁野2-4-17 第5松葉ビル 301号

Tel:072-805-5252 FAX:072(805)5253 Eメール:info@kskj.jp

URL:<http://kskj.jp> 相続専門:kskj-souzoku.jp 飲食:food-tax.jp

税理士法人京阪総合会計事務所／株式会社京阪総合会計事務所

【取次会社】(生命保険)大同生命、NN生命(旧ING生命)

(ビジネスソフト)弥生会計 MJS(損保)ユナイテッド・インシュアランス(コンサル)日本フードアドバイザー協会(飲食向コンサル)

今号の紙面

- 平成29年税制改正に着手 ○中古住宅のリフォーム助成金
- リフォーム税制 ○要耐震住宅を改修購入の住宅ローン控除
- Q&A 増加償却ってご存知ですか? ○引退馬支援のお願い。

中古住宅のリフォームに関する助成金や減税制度

住宅の老朽化や空き家対策が問題と
な一方で、中古住宅活用の制度も広
がっています。今回は中古住宅をリフ
オームする場合の制度をみてみましょ
う。

○ 住宅リフォーム税制

リフォームすることによる減
税制度は3パターンあります。

- ① バリアフリー改修

- ② 省エネ改修

- ③ 三世代同居改修

自治体によって制度は様々ですが、
耐震改修、バリアフリー、三世代同居
などの目的でリフォームをされる場合
は補助金が出る場合があります。
(左表参考)

それぞれ、自己資金で行う場合、
ローンで行う場合で税額控除制度
があります。これらの改修は条件
が整えば、固定資産税が安くなる
場合もあります。

住宅購入・リフォーム補助金の例【枚方市の場合】

○ 三世代家族定住促進住宅取得補助金

市外在住の若年世帯と市内在住の親が同居または近居を目的に住宅を購入する場合。最大30万円まで補助があります。

○ 三世代家族定住促進住宅リフォーム補助金

市外在住の若年世帯と市内在住の親が同居するために親世帯が居住している住宅をリフォームする場合、リフォーム費用の1/2(最大30万円)まで補助があります。

○ 木造住宅耐震改修工事補助制度

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、耐震診断の結果、倒壊の可能性が高いと診断された場合、最高70万円までの補助があります。

○ 住宅除却(解体)工事補助制度

前述の建物を取壊す場合、床面積1m²当たり1万円、最高20万円までの補助があります。

※いずれも枚方市と事前協議が必要です。



項目	バリアフリー改修促進税制	省エネ改修促進税制	三世代同居対応改修税制
対象住宅	床面積50m ² 以上		
所得要件	合計所得3000万円以下		
リフォームのローンがある場合			
対象借入金	バリアフリー改修工事を含む増改築借入金等(償還期間5年以上・死亡時一括償還可)の年末残高	省エネ改修工事を含む増改築借入金等(償還期間5年以上)の年末残高	三世代同居改修工事を含む増改築借入金等(償還期間5年以上)の年末残高
控除率	1.0% (各年の控除限度額12.5万円・5年間の最大控除額62.5万円)		
適用居住年 控除期間	H25年～H31年6月居住分、5年間		H28年4月～H31年6月居住分、5年間
リフォームのローンがない場合			
	住宅特定改修特別税額控除	省エネ改修特別控除	三世代同居改修工事等特別控除
控除額	改修費用(最大200万円)の10%を控除できます。	改修費用(最大250万円、太陽光発電の場合は350万円)の10%を控除できます。	標準的な工事費用相当額(250万円を限度)の10%
個別要件	要介護者、障害者控除適用者、65歳以上高齢者と同居するもの、50歳以上	床、窓、天井、壁の断熱工事、太陽光発電、太陽熱利用冷温熱装置	①調理室、②浴室、③便所又は④玄関のいずれから2以上が複数になる改修。三世代同居は適用要件ではありません。

要耐震改修住宅を取得し、耐震改修を行った場合（住宅ローン控除の適用範囲が拡大）

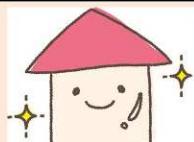
中古住宅を取得した場合の住宅ローン控除の対象となる中古住宅は、耐震基準又は経過年数基準を満たすものに限られていましたが、平成26年4月1日以後に、これらのいずれの基準にも該当しない中古住宅のうち床面積が50m²以上であるなどの要件を満たすもの（以下「要耐震改修住宅」といいます。）を取得した場合において、事前に一定の耐震改修を行う旨の申請をした上で、入居する日（購入の日から6か月以内の日に限ります。）までにその申請に係る耐震改修を行ったことにより耐震基準を満たすこととなつたものについては、この控除の対象とされました。

例えば、築年数が20年以上の戸建て住宅を、耐震改修を行うことを市役所等に購入前に届出し、購入してから6ヶ月以内の入居する日までに耐震改修を行えば住宅ローン控除が適用できます。この際に、耐震改修補助金を受け取っている場合は、リフォーム費用から差し引かれます。
申告には、その取得の日までに耐震改修を行うことについて申請したこと、耐震改修により居住の用に供したことまでに耐震基準に適合することとなつたこと、耐震改修をした年月日

添付書類は少し複雑

及び耐震改修に要した費用の額を明らかにするものとして、下表のような書類を準備する必要があります。手順や書類も少し手間

がかかりますが、レトロな家をリフォームして税額控除を利用することも可能です。住宅購入の選択肢の一つにされてはいかがです



住宅借入金等特別控除制度の概要

対象となる 借入金	<p>次の借入金（償還期間10年以上）の年末残高 ※ 勤務先からの住宅貸付の場合は金利1%以上</p> <p>①住宅の新築・取得 ②住宅の取得とともにする敷地の取得 ③一定の増改築</p>										
対象となる住宅	<p>① 住宅の新築（床面積50m²以上） ② 新築住宅の購入（床面積50m²以上） ③ 中古住宅の購入（床面積50m²以上）</p> <p>築年数基準：築後20年以内、マンションは築後25年以内 耐震基準：耐震基準に適合する場合</p> <p>④ 増改築等（床面積50m²以上） ⑤ 要耐震改修住宅を購入後入居するまでに耐震改修する場合</p>										
期間適用	10年間（平成25年～平成31年6月居住分）										
控除額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">居住年</th> <th style="text-align: center;">年末残高 限度額</th> <th style="text-align: center;">控除率</th> <th style="text-align: center;">限度額</th> <th style="text-align: center;">最大控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">26.4～31.6</td> <td style="text-align: center;">4000万円</td> <td style="text-align: center;">1.0%</td> <td style="text-align: center;">40万円</td> <td style="text-align: center;">400万円</td> </tr> </tbody> </table>	居住年	年末残高 限度額	控除率	限度額	最大控除額	26.4～31.6	4000万円	1.0%	40万円	400万円
居住年	年末残高 限度額	控除率	限度額	最大控除額							
26.4～31.6	4000万円	1.0%	40万円	400万円							

- ① 建築物の耐震改修計画の認定申請書の写し及び耐震基準適合証明書
- ② 耐震基準適合証明申請書の写し（家屋の引渡しまでに申請が困難な場合は仮申請書の写し）及び耐震基準適合証明書
- ③ 建設住宅性能評価申請書の写し（耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）についての評価に限ります。）（家屋の引渡しまでに申請が困難な場合は仮申請書の写し）及び建設住宅性能評価書の写し
- ④ 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書の写し及び既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類（住宅瑕疵担保責任法人が引受けを行う一定の保険契約に限ります。）
- ⑤ 請負契約書の写し

ふるさと納税にいかがですか？

岡山県吉備中央町 協働推進課 0866-54-1301

<https://www.furusato-tax.jp/gcf/89>



角居理事長
JRA調教師

疋田監事

福永評議員
JRA騎手

引退馬のセカンドキャリアのために



当事務所の顧問先の一般財団法人ホースコミュニティ

(栗東市・角居勝彦理事長)は、引退した競争馬を乗馬やセラピーホースとして再調教して利活用を目指す「サンクスホースプロジェクト」の運営事務局を當んでいます。

また、北海道浦河町で乗馬療育事業も行っています。

サンクスホースプロジェクトのプロジェクトパートナ

ーとして、競走馬のリトレーニングを専門に行う日本初の団体、「NPO法人吉備高原サラブリトレーニング」が岡山県吉備中央町と連携して立ち上りました。岡山

県の吉備中央町にふるさと納税をすることで、この法人の活動資金になり、より多くの引退馬をセカンドキャリアへ繋げることができます。

サンクスホースプロジェクトHP

<http://www.thankshorseproject.com/>



Q&A コーナー

減価償却の耐用年数は絶対なの？

増加償却制度があります。

うちの機械は土日もフル稼働で動かしているから、税務署の決めた耐用年数までに買い替えが必要や。それでも税務署の決めたとおりにしか減価償却できないのか？

耐用年数は通常の勤務時間（8時間）を週5日制で稼働しているものとして耐用年数をきめています。しかし、交代制勤務や土日も稼働する工場などで、平均使用時間を上回って使用している場合は、予め定められた耐用年数に基づく減価償却額を上回る償却を行うことができます。なお、この制度は機械装置だけに限られており、器具備品は増加償却の対象とは認められていません。

耐用年数は通常の勤務時間（8時間）を週5日制で稼働しているものとして耐用年数をきめています。しかし、交代制勤務や土日も稼働する工場などで、平均使用時間を上回って使用している場合は、予め定められた耐用年数に基づく減価償却額を上回る償却を行うことができます。なお、この制度は機械装置だけに限られており、器具備品は増加償却の対象とは認められていません。

増加償却の適用の有無の判定

(a) 増加償却率の計算

増加償却率 = 0.035×1 日あたりの超過使用時間 = $0. \times \times$ (小数点以下2位未満切上)

(b) 適用の有無

増加償却率 ≥ 0.1 の場合は、増加償却の適用があります。

② 償却限度額の計算（定率法による場合）

当期の償却限度額 = 帳簿価額 × 償却率 × (1 + 増加償却率)